

地方拠点強化税制の地域政策からの留意点

2015年度税制改正により地方活性化、まち・ひと・しごと創生の一貫として「地方拠点強化税制」が設けられた。地方拠点強化税制は、地方の雇用拡大と経済活動の活性化を生み出すことを目的とし、東京圏、中部圏と近畿圏の中心部を除く地域を対象とし、企業の本社機能を移転した場合（移転型）、あるいは企業の地方拠点を拡充した場合（拡充型）に、特別償却または税額控除（オフィス取得減税）等優遇措置を行う内容である。こうした税制をまち・ひと・しごと創生等に活かす場合の地方自治体の政策的留意点について整理する。

まず、優遇措置の具体的内容を概括すると、オフィス取得減税と雇用促進税制の特例に分かれ、前者については、①地方拠点強化計画の承認を受けた企業であり、②計画承認から2年以内に計画に沿って取得された建物・構築物に対して、③移転型、拡充型に分けて一定の特別償却または税額控除（上限額設定）を認める内容となっており、拡充型に比べて移転型の優遇措置をより大きく設定し本社機能の移転の促進に力を入れる制度となっている。後者の雇用促進税制の特例とは、計画に基づいて支援対象の自治体区域の雇用者増加を生じさせた場合に、現行の雇用促進税制の特例としての一定額の税額控除が認められる制度である。具体的には、現行雇用促進税制の要件を満たす場合は、増加雇用者数×50万円、現行雇用促進税制の要件を一部満たす場合は増加雇用者数×20万円とされており、移転型の場合は一定の条件のもとでさらなる上乗せが可能となっている。

以上の優遇措置等を見込んで、すでに地方移転を決定・実施している企業もあり、こうした税制優遇措置による本社機能移転等の効果については、優遇措置のインパクトや固定資産税等地方税の取り扱いへの広がり等政策効果を見極める必要がある。一方で、地方自治体の視点として、税制優遇措置による本社機能や拠点拡充を、優遇措置終了後も持続させる地域の活力を如何に生み出すかの問題を今から睨む必要がある。創生政策に関して自立性の原則等を政府は明示している。こうした原則と優遇措置による政策効果の整合性確保の問題と言える。具体的な「第1の自立性の原則」とは、一時的な対処療法ではなく、長期的な構造要因に対する対処であるとともに、国の支援が将来なくなった後も地域・自治体自身で持続性確保が可能なことを意味している。従来も企業や工場等の誘致を実質的な減税措置や補助金等の展開によって地方自治体は実施してきた。企業にとって税負担等は財務上のコストであり、コスト負担のメリットから地方立地を進めて来たケースもある。そうしたコスト負担のメリットに勝る地域資源の活用等のメリットを国の支援措置が終了した後、地域が企業活動に提供できる構造的構図が必要であり、政策的に生み出した企業城下町のリスク対応を地域経営の視点から持続する必要がある。

そのためには、創生政策の将来性の原則を踏まえることが重要となる。単純な従来構造の延長線上で地域イメージを形成するのではなく、地域の特性を踏まえつつも新たな地域コンセプトに進化させる努力を展開することである。その進化は、あくまでも地域の資源や特性に根ざすものであり、地域と関係なく単にコスト面からの企業誘致型で展開しても長期構造要因に働きかけることにならない。そして、地域の雇用だけでなく雇用で生み出された所得を圏域でより厚く循環させる戦略がセットで必要となる。そのためには、創生政策が意図する直接性を重視する必要がある。直接性とは、例えば地域人口の社会的移動を生じさせた地域に個別の原因を可能な限り明確にすることである。東京一極集中は社会移動の結果であり原因ではない。また、働き口がない場合でも地域によって、その業種、領域、対象年齢、周辺環境等は異なる。しっかりとした分析に基づくことが、効果を持続的に厚みのあるものにする。そして、所得循環は、地域性すなわち民間との連携による横断的な取組みと自治体の行政区域に囚われない広域的な連携の構図形成が重要となる。